

# 社会福祉法人桜桃会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 桜桃会(以下「当法人」という)定款第八条及び第二一条に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

## (報酬の額の決定)

第2条 この法人の全役員等の報酬総額は、年間500万円以内とする。

## (常勤役員等の報酬)

第3条 理事長及び常務理事については業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表第1に定める額とする。

2 理事長及び常務理事以外の常勤の業務執行理事で当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員には本規程別表第1に基づく報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

3 使用人兼務役員は職員の規定に準ずることとする。

## (非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額とする。

(2) 非常勤役員等が役員会等以外の職務のため出張をしたときは、職員の旅費規程に基づき支給する。

## (評議員等の評議員会等への出席時の交通費)

第5条の2 次に掲げる場合の交通費については、別表第3に定める額とする。

- 一 評議員が評議員会及びその他研修会等へ出席するとき
- 二 理事が理事会及びその他研修会等へ出席するとき
- 三 監事が監事監査及び理事会へ出席するとき

## (報酬等の支給方法)

第6条 理事長及び常務理事に対する報酬等の支給については職員給与と同じく翌月10日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人へ直接その全額を支払う。

3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

別表第1 (理事長及び業務執行理事の報酬)

- 一 理事長 無報酬
- 二 常務理事 無報酬
- 三 その他の業務執行理事 月額300,000円

財務状況を改善するために無報酬とする。毎年評議員会で支給額を協議することとする

別表第2 (評議員等の報酬)

1. 評議員

- 評議員会への出席 日額10,000円
- 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額5,000円

2. 理事

- 理事会への出席 日額10,000円
- 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額5,000円

3. 監事

- 監事監査等への出席 日額20,000円
- 理事会への出席 日額10,000円
- 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額5,000円

別表第3 (評議員会・理事会・その他研修会等への出席のための交通費)

福島市内の場合

- 1. 評議員 評議員会・その他研修会等出席 1回 1,000円
- 2. 理事 理事会・その他研修会等出席 1回 1,000円
- 3. 監事 監事監査等及び理事会・その他研修会等への出席 1回 1,000円

福島市内以外の場合

- 1. 評議員 評議員会・その他研修会等出席 1回 実費
- 2. 理事 理事会・その他研修会等出席 1回 実費
- 3. 監事 監事監査等及び理事会・その他研修会等への出席 1回 実費

計算方法は職員の旅費規程に準ずる